

平成28年7月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年7月29日（金） 午前9時30分

2 出席委員

荒川 由美子 委員長
三浦 溥太郎 委員長職務代理者
森 武 洋 委員
小柳 茂 秀 委員
青木 克 明 委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	阪 元 美 幸
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	佐 藤 明 生
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁
教科用図書採択検討委員会委員長	山 岸 義 之
教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長	北 村 耕 一
学校教育部教育指導課指導主事	北 川 貴 章
学校教育部教育指導課指導主事	新 倉 智 美
学校教育部支援教育課指導主事	久保田 毅

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

(荒川委員長)

本日の議案は教科用図書採択ですので、教科用図書採択検討委員会の委員長及び特別支援教育部会長並びに関係指導主事が出席しております。

○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(青木教育長)

それでは、平成28年6月28日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、学校では、7月21日木曜日から夏季長期休業が開始されていますが、全ての小学校において、21日、22日は授業日数増加に関する試行日として授業を行いました。ろう学校小学部、養護学校においてもこの日に試行をいたしました。給食もこの日まで行っております。また、25日月曜日には、小学校1校で試行を行いました。

学校行事としては、全小学校5年生を対象とした芸術鑑賞会を7月4日、5日の両日、芸術劇場大ホールにおいて、3回公演で実施いたしました。今年で21回目になりますが、神奈川フィルハーモニー管弦楽団によるフルオーケストラの演奏を味わう他、会場の児童全員との合奏や合唱もあり、成長過程の情操教育の一環として大切な行事だと感じています。

6月28日火曜日には、市PTA協議会と教育委員会が共催で全市の保護者を対象に食育講演会を県立保健福祉大学講堂をお借りして開催いたしました。「子どもが作るお弁当の日」を提唱し、実践してきた講師の竹下和男先生は、食育を通して、子どもの伸びようとする力のために大人が機会を与え、見守ることの大切さを感動的に話されました。聴講された保護者の方々の心に響いた貴重な講演会になったと捉えております。

7月16日土曜日には、総合福祉会館において、「不登校をともに考える会～ハートフルフォーラム～」を開催いたしました。不登校、ひきこもりから社会復

帰した人の体験談や個別の相談など、当事者や保護者が集い、話し合う場をつくることで改善につながることを期待しております。

7月13日の市立学校長会議において、冒頭、私から前回定例会での議決に基づき、7月8日に総合教育会議で市長と合意をしたことで、中学校における完全給食実施が市の総意として決定したことを伝え、それに向けて全教職員の協力をお願いいたしました。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

(荒川委員長)

初めに、議案の審議に入ります前に、本日の教科用図書採択までの流れを確認したいと思います。

各委員におかれましては、既に6月17日から6月30日に、横須賀市教育研究所の横須賀地区教科用図書センターで実施された教科用図書展示会で教科用図書を閲覧していただいていると存じております。

また、神奈川県教育委員会及び横須賀市教育委員会で検討した「教科用図書調査研究の結果」、教科用図書採択検討委員会が作成した「教科用図書調査報告一覧表」及び「選定理由書」などの資料についても事前に精査しております。

つきましては、本日の報告を尊重しつつも、各委員の権限と責任のもとに、厳正な採択をしていくことを改めて確認したいと思います。

続きまして、教育指導課長より、採択基本方針の確認と採択事務全体の経過説明を受けたいと思います。

(教育指導課長)

平成29年度使用教科用図書の採択について、本日に至るまでの経過説明をさせていただきます。

平成28年4月22日に、教育委員会定例会が行われ、平成29年度使用教科用図書の採択基本方針を決定いたしました。基本方針は、次のとおりでございます。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2、児童・生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書について、教科用図書採択検討委員会等の調査研究の結果を活用して採択する、の3点です。

5月20日には、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書の採択について検討し、答申をしていただく機関である教科用図書採択検討委員会の委員を委嘱し、6

月3日に同検討委員会に対して、平成29年度使用教科用図書に関する検討について諮問しました。

次に、どのような形で教科用図書に関する検討、調査研究を行ったかについてご説明します。

本年度は、高等学校、特別支援学校・学級が採択替えですので、検討委員会内にそれぞれの校種ごとに専門的に検討を行う専門部会を設置しました。

また、調査研究、資料の作成、需要数の報告を行うため、教科用図書調査事務局、調査部会及び同事務部会を設置し、小学校・中学校については、採択替えがないため、事務部会のみ設置しました。その後、約1カ月余りの間、文部科学省の教科用図書目録に記載された教科書の全てについて、多くの時間を費やし、厳密に調査研究及び検討を行いました。

6月17日から30日までの間には、横須賀市教育研究所の横須賀地区教科用図書センターにおいて、市民の皆様にも公開する形で教科書展示会を開催し、119名の方が来場されました。こうした過程を経まして、最終的に平成29年度使用教科用図書についての検討結果を取りまとめるため、7月15日に2回目の検討委員会が開催されました。そこで答申内容が決定され、教育委員会へ答申がなされました。これを受けまして、教育委員会事務局において、本議案を作成したところであります。

なお、各委員の皆様には、神奈川県教育委員会から送付された「教科用図書調査研究の結果」と各教科の比較検討結果等を事前にお手元にお届けし、それぞれの教科書の実情等をご検討いただいているところでございます。

本日は、教科用図書採択検討委員会、山岸委員長より、先ほど申し上げた経過を踏まえ、教科書採択についての説明がございました。ご質問等がありましたらいただきたいと思いますが、内容によりましては、各担当よりお答え申し上げたいと思っております。

また、高等学校については、新規に選定する科目の教科書、また、特別支援教育に関しては、一部ではございますが、一般図書を横に並べてございますので、必要があれば、お申し付けいただきたいと思っております。

それでは、ご審議よろしく願いいたします。

(質問なし)

(荒川委員長)

質問がないようですので、続きまして採択の方法ですが、各議案の審議に際し、教科用図書採択検討委員会部会を設置している高等学校、特別支援教育諸学校につきましては、教科用図書採択検討委員会委員長または部会長より検討

の経過に対する説明を受けたいと思います。

次に、提出された議案に対し、所管である教育指導課長より提案説明をいただきます。

そして、議案に挙げられた教科用図書他に委員の皆様からの推薦がないかご意見を伺った上で審議に入り、採択候補の決定を行っていきたいと思います。

採択替えがなく、教科用図書採択検討委員会部会を設置していない小学校及び中学校につきましては、教育指導課長から議案の提案説明を受けて審議を行いたいと思います。

以上、本日の採択方法についてご異議はございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

日程第1 議案第36号『平成29年度使用小学校教科用図書の採択について』

日程第2 議案第37号『平成29年度使用中学校教科用図書の採択について』

委員長 一括して議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第36号『平成29年度使用小学校教科用図書の採択について』及び議案第37号『平成29年度使用中学校教科用図書の採択について』ご説明いたします。

小学校・中学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づき本年度は採択替えがございませんので、小学校については平成27年度採択のもの、中学校については平成28年度採択のものと同じのものを採択するものでございます。

採択する教科用図書は、記載のとおりでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(荒川委員長)

ただいまの説明にありましたように、小学校は平成27年度に、中学校は平成28年度に採択替えをしておりますので、平成29年度に使用する教科用図書は、同一の教科用図書を採択することとなります。

それでは、議案第36号及び議案第37号について、質問がありましたらお願い

いたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第36号及び議案第37号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第38号『平成29年度使用高等学校教科用図書の採択について』

委員長 議題とすることを宣言

(荒川委員長)

審議に入る前に、教科用図書採択検討委員会委員長より検討の経過に対する説明を求めたいと思います。

(山岸教科用図書採択検討委員会委員長)

高等学校の教科書採択につきまして、これまでの経緯の説明をいたします。

本日に至るまで採択検討委員会を2回実施しました。

第1回は6月3日に開催し、基本方針・調査方法の確認を行いました。そして、調査部会による十分な調査により作成された教科用図書選定理由書に基づき、採択検討委員会専門部会を7月15日に実施し、種目ごとに検討を行いました。

委員会は学識経験者、保護者代表、教育関係者を含め構成され、調査部会による調査結果を慎重に審議し、7月15日の採択検討委員会で答申内容を決定し、本日に至っております。

私は高等学校専門部会長も兼ねておりますので、部会長の立場で引き続き答申内容についてご報告いたします。

全日制課程、13教科47種目643冊を調査し、66冊を原案として答申いたします。

定時制課程、13教科36種目576冊を調査し、45冊を原案として答申いたします。

全体的な傾向としましては、全日制の課程は、多様なニーズを持っている総合学科の生徒たちに適したものを選んでいきます。定時制の課程は、生徒の実態に応じて、理解や定着のしやすいものを選びました。

なお、採択候補一覧の標記の仕方ですが、主に低学年で使用する教科書は、検定の結果、教科書番号が新しくなっているため、継続使用のものも含めて全て新規となっています。教科書会社が変わったり、新たに選定した教科書は太ゴシックになっています。

以上、報告いたします。

(荒川委員長)

ありがとうございました。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(教育指導課長)

議案第38号『平成29年度使用高等学校教科用図書の採択について』ご説明いたします。

高等学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき採択するものです。

横須賀市立横須賀総合高等学校では、種目、科目ごとに高等学校教科書目録に記載された検定本、著作本について調査を行い、教科用図書採択検討委員会において検討、審議いたしました。その結果は、お手元にある採択候補案でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(荒川委員長)

高等学校につきましても、教科数の関係から、横須賀総合高等学校の全日制課程及び定時制課程の教科用図書の採択一覧が議案として提出されております。つきましても、審議は全教科一括で行いたいと思います。

なお、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科書がある場合には、その教科について審議及び採決を区分して行いたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(荒川委員長)

それでは審議は一括とし、他に採択候補がある場合には、その教科は区分して審議することとします。

教科用図書採択検討委員会委員長の説明及び教育指導課長からの説明について、質問はありますでしょうか。

(三浦委員)

定時制のところなのですが、7ページなのですけれども、この数値のところの数学Bですね。これは高校数学Bが3年生でここに入ってくるのですけれども、7ページの定時制の数学Bが3年生で新しい教科書に変わっているのです

けれども、これは何か今までの2年間の生徒さんたちに合わせてこちらがいいという判断なのでしょうか、それとも、他の学年が変わったから、それに合わせたということなのでしょうか。

(山岸教科用図書採択検討委員会委員長)

数学Bの教科書だけ変わりました、他の教科書については特に変わっておりません。

理由につきましては、今回の検定において、具体的な図や写真が非常に多く折り込まれておりまして、生徒たちにとって非常にイメージしやすくなった、そういうようなところから教科書を変えさせていただきました。

(三浦委員)

ありがとうございます。

(森武委員)

それでは私のほうからお聞きします。まず基本的なことをお伺いしたいのですけれども、高等学校の理由書のところですが、その教科用図書採択候補一覧表の下のところで、先ほど委員長からご説明もあったのですけれども、新規ということで、平成27年度に検定が行われたので、教科書番号が変わったりしているのも継続して使っているものについても新規となっていますというご説明でしたけれども、この27年度の検定の前後で、例えば、小学校、中学校ですと、検定が行われると全部教科書が変わると思うのですけれども、高等学校の検定の前後というのは、例えば何年間かは古い教科書が認められるとか、そのあたりの仕組みについて、理解が不足しているもので、教えていただければと思いますので、お願いいたします。

(北川指導主事)

高等学校の検定前と後の教科書ということですが、会社によって新しい本を出して古いものを廃版にしている会社もあれば、古いものも残して、古いものと新しいものを両方残しているという会社もございます。会社によって対応が違うということになっています。

(森武委員)

そうしましたら、検定が行われて新しく増えたものはもちろん新しい教科書として使えるけれども、廃版になっていなければ、以前の検定を受けたもの、課程も若干変わっていると思うのですけれども、それは継続して使うことには

まず問題ないという理解でよろしいわけでしょうか。

(北川指導主事)

そのとおりでございます。

(森武委員)

それを踏まえてお聞きしたいのですけれども、社会科とか数学の1年生あるいは理科などはほとんどそういう形で新しいものに今、移行しているかと思うのですけれども、1点、先ほどの資料をめくった、高校の資料の2ページにある全日制のところなのですけれども、地学基礎の科目なのですけれども、地学基礎の科目だけが、基礎科目というのは基本的には1年生から使用できるということで、新しいものを使っているケースが多いのですけれども、地学基礎だけが、2、3年生という理由もあるのかもしれませんが、継続になっているのですけれども、これは新しい教科書が出ていないのか、あるいは新しいのが出て現状がいいという判断なのか、そのあたりについて教えていただければと思います。

(北川指導主事)

地学基礎ですが、新しい教科書が出ていますが、以前使っていた教科書のほうがいいということです。

教科書の内容が新しく変わって、例えば図版が差し替えられたりとか、記述内容が変わったりとかということで、難易度が上がったり下がったりということもあります。

そういうこともトータルで判断して旧版の方を選択しています。

(森武委員)

わかりました。ただいまのはそれで結構でございます。

あともう1点なのですけれども、同じページ、高校のところのつづりの2ページのところですけれども、一番下から4つ目ぐらいのところの英語表現というところがございますけれどもコミュニケーション英語Ⅰ、Ⅱのところに関してなんですけれども、コミュニケーション英語Ⅱというのが、このゴシックの新規ということで完全に教科書が採択替えになっていて、その1つ上を見ますと、1年生のほうは新しい版が出たから、普通の明朝体で新規になっているのですけれども、この教科書というのは、2年生のほうは古い教科書を新たに採択をし、1年生のほうはそれの継続版を採択しているように見えるのですけれども、このあたり、どういう経緯でそうなっているか、わかれば教えてください。

い。

(山岸教科用図書採択検討委員会委員長)

コミュニケーション英語につきましては、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと継続的に履修することになっています。英語の特殊性も考えまして、やはり3年間一貫した継続性というのを非常に重視しております、1年で使いました教科書をそのまま継続し、3年間使用していくのが最も効果的というふうに考えております。

昨年度、1年の教科書を変えましたので、その教科書で今年2年、新たに会社そのものも変えまして、1年から継続の教科書に移しました。それで新規でございます。

1年のほうにつきましては、新訂版ということで、若干のリニューアルがなされたのですけれども、そちらのほうがよりよいということで、こちらのほうも教科書会社そのものは変わっていないですし、もとは大きくは変わっていないのですけれども、リニューアルされたもののほうが適切というふうに判断して新規とさせていただきます。

(森武委員)

わかりました。ただいまのご説明で大体理解できました。

そういたしますと、コミュニケーション英語は3年間、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとありますので、入った学年によって、それを継続して使うという一貫した考えのもとに、3年生のほうは従来からのものを継続、2年生は去年変えたので、その旧版になりますけれども、会社を変えて新規にされた。1年生は、その新版だということで、便宜上、新規になっているということで、この教科書が基本的には来年度以降も、その学年で使ったものは次の学年についても同じ教科書を使うという考えで採択されているという、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

(山岸教科用図書採択検討委員会委員長)

コミュニケーション英語Ⅱにつきましても、昨年度のものを新たにリニューアルをされているのですけれども、そちらのリニューアルされたものを新たに選定をさせていただき、1年もまたリニューアルされた最新の資料なんかが入っているものを採択しております。

来年もそのような形で上がっていくというような、そういうような計画でおります。

(森武委員)

私がちょっと今聞き間違えたかもしれませんが、コミュニケーション英語Ⅱに関しては、昨年度はまだ古い版しかなかったので、会社は変えましたけれども、その古い版のⅡの教科書を使って、1年生の教科書はそれのさらに新しい版が出たので、そこに変えているという、そういうふうな表記になっているかと思うのですけれども、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

(北川指導主事)

そのとおりでございます。

(森武委員)

わかりました。ありがとうございます。

(荒川委員長)

私のほうから3点質問させていただきます。

まず、高校のほうの説明の6ページですね。6ページの日本史Aの選定理由などが書かれているページです。そこに日本史Aの選定理由に、自分自身を歴史の中に位置づけて考えることができるように工夫されていると書かれているのですけれども、具体的にはどのような内容なのかどうかということと、2点目といたしまして、41ページの家庭科、子どもの発達と保育の中で、保育実習に関する記述が充実していて、実習に行く生徒の予習になると書かれています。これは、総合高校では保育実習に行かれているようですがけれども、その保育実習に行く学年や時期など、また、実習を経験して保育の進路に進む生徒の有無など、差しさわりのない範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

それから、3点目といたしまして、教科用図書採択検討委員会の議事録の中に、機械工作という科目が今年度までは3年生が履修していたものが、来年度からは2年生も履修できるようになり、使用年次が2・3年になると書かれていたのですけれども、これは生徒からの希望が多くて2年生から履修ができるようになったのかどうかということと、また、材料技術基礎という教科があるのでありますが、そこでも同じ教科書が選定されているのですが、どちらにも教材の分量の欄に、材料技術の基礎を学ぶには十分な量であると書かれていますが、教科の内容が重なっているということなのかどうかというところを教えてください。

以上3点、どうぞよろしくお願いいたします。

(山岸教科用図書採択検討委員会委員長)

まず1点目、日本史Aにつきまして、当時の人々の生活の様子、事件、場所、関係する人物の写真が多く取り上げられていて、現代と比較して、その違いをイメージしやすい、そういうような工夫がなされています。

また、時代背景と人々のかかわりについて、ファイル、歴史の目等で具体例が詳しく記載されているので、当時の人々の考え方が理解しやすくなっています。

以上のことから、歴史を身近なものとして捉えることができ、自分でも歴史の当事者だという意識を持たせる工夫がなされているということで、このような表現をさせていただきました。

2点目、子どもの発達と保育なのですけれども、履修できるのが2年次生と3年次生ですので、履修者が実習に行きます。実習に行く時期につきましては、6月から10月。実習先と相談しまして、都合のいい時期を4回、実習に行っております。この生徒たちの進路ですけれども、特に3年次生につきましては、昨年度4名中全員が保育関係、今年度14名、3年生が履修しているのですけれども、10名が保育関係、他の生徒は小学校教諭、それから養護教諭、それから診療系希望者というような内訳になっています。何らかの関係のある生徒たちが履修している傾向が非常に強いということが言えると思います。

3点目、機械工作につきまして、2年次でもとれるようになった理由といたしまして、そのような要望が生徒からもあったということと、機械工作という科目そのものが工業科目の中での基幹科目というふうに捉えておりますので、幅広くとれるのがよりよいだろうということで、2年次生でもとれるようにいたしました。

それから、材料技術基礎と機械工作ともに、材料技術を学ぶには十分な量であるという記載があるというようなお話なのですけれども、実は機械工作の教科書は、前半部分が材料の内容、後半部分が加工の内容で構成されているので、関連がございます。

それから、実は、材料技術基礎には教科書がないのですね。ただ、機械工作の前半部分が材料技術基礎の内容となっておりますので、その資料等も含めて、結果的に機械工作と同じ教科書を選定している、そういうような理由でございます。

(荒川委員長)

丁寧にご説明いただきましたので、よくわかりました。ありがとうございます。

他に、委員の皆様からご質問ないでしょうか。

では、議案にあります候補本の他に、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科用図書はありませんか。

(推薦なし)

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第38号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第39号『平成29年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について』

委員長 議題とすることを宣言

(荒川委員長)

審議に入る前に、教科用図書採択検討委員会委員長より検討の経過に対する説明を求めたいと思います。

(山岸教科用図書採択検討委員会委員長)

特別支援学校及び特別支援学級の教科書採択につきまして、これまでの経緯を説明いたします。

本日に至るまでに、教科用図書採択検討委員会を2回実施しました。

第1回は6月3日に開催し、基本方針、調査方法の確認を行いました。そして、調査部会による十分な調査により作成された調査評価表に基づき、教科用図書採択検討委員会専門部会を7月15日に実施し検討を行いました。

特別支援教育については、児童・生徒の実態に応じて選んでいるため、大変多い冊数ではありますが、どの教科も誠実に評価されていました。

委員会は学識経験者、保護者代表、教育関係者を含め構成され、調査部会による調査結果を慎重に審議し、7月15日の教科用図書採択検討委員会で答申内容を決定し、本日に至っております。

答申内容については、部会長より報告いたします。

(北村教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長)

答申内容について報告いたします。

特別支援教育におきましては、特別支援学校のろう学校と養護学校、小・中学校の特別支援学級があります。これらにつきまして、児童・生徒の実態に応

じて、教科書を選んでいきます。

対象となる本は、検定本、文部科学省で定められております著作本、学校教育法附則第9条で規定されている一般図書の中から採択することができます。したがって、対象となる本が大変多いこととなります。

第1回教科書用図書採択検討委員会専門委員会を6月3日に開催し、方針などについて確認いたしました。その後の調査作業についてですが、ろう学校、養護学校、小学校・中学校における特別支援学級では、それぞれの調査委員を中心に丹念に調査評価いたしました。

養護学校では、子ども個々の状態・発達に応じた教育を行っており、担当する教師全員で選考しました。地域の学校に交流で行く子どもの音楽については、検定本を選択しました。

ろう学校では、一人一人の子どもの実態に応じて指導しています。学級担任と教科担当者が相談して、子どもに適している教材を選択し、9条本をはじめ、ろう学校でこれまで使用してきた本、図書室の一般図書も選考時に考慮しました。小学部・中学部の義務教育期間中で使用することも考慮しました。高等部の新規の本は、現在使用している教科書の改訂版の本となります。

小学校特別支援学級では、国語と算数について、市内の半数の学校から著作本と9条本採択の希望がありました。理科と社会は図鑑や絵本仕立ての本を選び、子どもの興味関心が得られることを考慮しました。

中学校特別支援学級では、国語と数学については、著作本と9条本の採択希望が多くありました。今までに採択された本が多く、子どもの能力差が大きいいため、興味関心を保つ内容の本を重視しました。

7月15日の保護者、市民代表を加えた第2回教科用図書採択検討委員会専門部会において、広く多くのご意見をいただき、熱心な審議の上、原案を作成いたしました。

内容についてですが、ろう学校高等部用検定本38冊、ろう学校小・中学部用著作本23冊、養護学校小・中学部用著作本23冊、小学校特別支援学級用著作本7冊、中学校特別支援学級用著作本3冊、ろう学校用附則9条本26冊、養護学校用附則9条本92冊、小学校特別支援学級用附則9条本55冊、中学校特別支援学級用附則9条本92冊、検定本については、小学校、中学校で採択されたものを使用いたします。

以上、別紙のとおり答申いたします。

(荒川委員長)

ありがとうございました。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(教育指導課長)

議案の説明の前に、議案の一部訂正をお願いしたいのですが、委員長、お認めいただけますでしょうか。

(荒川委員長)

委員の皆様よろしいですか。

(各委員)

異議なし

(荒川委員長)

では、よろしくお願ひします。

(教育指導課長)

ありがとうございます。それでは、訂正についてお伝えいたします。

議案の3ページ、養護学校、文部科学省著作本一覧の表がありますが、その一覧の下部に、これから述べることについて追記をし、訂正をお願いしたいと思います。

(平成29年度使用) 特別支援学校用教科書目録に掲載されている拡大教科書を一括採択及び本市採択の小・中学校用検定本(下学年使用を含む)を一括採択。

以上の文言につきまして、まずはお手元の議案3ページの一覧の下に、及び4ページろう学校、文部科学省著作本一覧の下に、5ページのろう学校、同じくこの国語の一覧の下にも同じように記載をしていただき、同じく6ページ、小学校特別支援学級用、7ページ、中学校特別支援学級用、それぞれの表の下に同様の記載、追記のほうをお願いします。

事務手続に不手際がありまして、申し訳ありませんでした。

それでは、引き続き、今の訂正箇所も含め、議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案第39号『平成29年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について』ご説明いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき採択するものです。

この規定により、学校教育法附則第9条の規定による一般図書以外の文部科学省検定済み教科書及び同著作教科書は、本年度は採択替えがございませんの

で、小学部及び小学校については、平成27年度採択のもの、中学部及び中学校については、平成28年度採択のものと同じのものを採択するものでございます。

無償措置の対象となる特別支援学校における小・中学部及び特別支援学級にあっては、小・中学校教科用図書、特別支援学校教科用図書目録に記載されている教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書は給付の対象となります。また、無償措置の対象外の高等部においては、高等学校用教科書目録に記載された教科書を使用することになります。

学校教育法附則第9条の規定による一般図書につきましては、文部科学省初等・中等教育局教科書課長通知を参考にして、児童・生徒に障害の状況に最もふさわしい内容であることや、系統的に編集されていること、使用上適切な体裁であること、高額過ぎない価格であることなどの事項を留意して採択すること、並びに採択した図書が完全に給付される見込みであることなどに留意して審議することとされております。

以上の点を踏まえ、教科用図書採択検討委員会において検討、審議がなされました結果がお手元にある採択候補案でございます。また、本日一部ですが、見本となる一般図書等も用意してあります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(荒川委員長)

それでは、特別支援教育につきましては、児童・生徒一人一人の実態に応じて選んでいるため大変多い冊数でありますので、教科用図書の採択一覧が議案として提出されております。つきましては、審議は先ほど教育指導課長から追加された文言も含めまして、審議は全教科一括で行いたいと思います。

なお、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科用図書がある場合には、その教科について審議及び採決を区分して行いたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(荒川委員長)

それでは審議は一括とし、他に採択候補がある場合には、その教科は区分して審議することとします。

教科用図書採択検討委員会に関する説明及び教育指導課長からの説明について、質問はありますでしょうか。

(小柳委員)

特別支援学級の教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長の方にお尋ねします。先ほどのご説明の中で、生徒さんたちの興味を引くようなものを選ばれたというときに、実際に生徒さんたちに見せたような表現をされたような気がしたのですけれども、それはどういう形で生徒さんたちの興味を引くかどうかというのは検証されたのでしょうか、もし具体的な例がありましたら、教えていただきたいと思います。

(北村教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長)

具体的に、私の場合ですと、ろう学校ですが、ろう学校につきましては、具体的な授業の中で子どもに提示する際に、子どもがより授業がわかりやすいという、そういう表情ですとか、そうした反応ですとか、そういったもので担当が判断をしているというふうに思っております。

(小柳委員)

それは候補に挙げた教材を使ってということでしょうか。

(北村教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長)

候補に挙げたものにつきましては、まだ学校のほうにはございませんので、類似したものと、それを教科書展示会のほうに教員が伺って、それに類似したものをということでのものだというふうに思っております。

(青木教育長)

部会長ご説明のように、特別支援学校、特別支援学級につきましては、大変個人の理解度と申しますか、相当な、一人一人によって全く異なるというふうに思います。

その中で、9条本を中心に教科用図書を選んでいただいている訳です。本当にご苦労さまでございますと思います。

文部科学省の課長通知にもあるように、無償の対象になるというものについて、中身はともかく、高額過ぎないというような縛りも通知の中にはある訳です。

国が全部無償の対象にしていただければ、担当の先生としてはもっといろいろなものを選びたいのかなという思いも若干あるのですけれども、そういう縛りも含めながら選んでいただいたというふうに思います。

今回選んだものの中に、あるいは過去にこういうものが実は欲しかったのだけれどもと、候補としたけれども、実際に文科省の費用の無償の対象にならな

かったというようなものは、今回はそのように選んでいるというふうに会長も説明をしていたのですけれども、過去にも、これはぜひいたくだよと、横須賀市独自の費用で工面しなさいというようなものがあったかどうか。というものが過去にあれば、ちょっとお知らせいただきたいのですが。わかる範囲で結構です。

(支援教育課長)

具体的にこの本が高額であるのかということについては、把握はしてございません。対象にならなかったということではありませんが、実際にその本が子どもの教育の中で本当に適しているものなのかどうかというところで捉えたときに、絵本であっても、その内容によっては、余りにも趣味的なもの、娯楽性の高いようなもので、本当にその子の教育に合うものなのかどうかということで、学校にお返しをして、この本は本当に適切でしょうかということとさせていただきます。ということは具体的にございますが、採択の中でふさわしくないということは、今までには、私のほうでは把握しておりません。

(青木教育長)

課長通知によれば、可能性としてはない訳ではないというのは、選ぶときに考えなければいけないという縛りはあると。課長の承知している限りでは、市の単費で選んで、子どもに教科書として与えたいけれども、国が費用の面倒を見なかったというものは承知をしていないということとよろしいでしょうか。

(支援教育課長)

はい、そのとおりでございます。

(森武委員)

ただいまの教育長の質問の中のお答えの中で、若干気になったところがあったのですけれども、過去にこの本が本当に適しているのですかということをお返しした例があるというのは、この採択が終わった後に、実際にこの教科書を使いますという、事務的な、何冊要りますかとかいう話をする中でお返しした例があったのか、それとも学校からこういう本を候補にしてくださいというのがある、それを検討される過程でお返しした例があるのか、どの段階でお返ししたかによって意味合いが変わってくると思うのですけれども、そのあたりについてもう少し教えていただけますでしょうか。

(支援教育課長)

採択に当たりまして、候補として挙がってきた段階での返答でございます。

(森武委員)

そうしますと、候補一覧に入っているものは、再検討していただいて、よりすぐれたものをさらに委員会で検討していただいて挙がってきていると、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

(支援教育課長)

はい、そのとおりでございます。

(森武委員)

もう1点別件でお願いしたいのですが、教育指導課長のほうから先ほど議案に追加していただきたい文章ということで、ご説明がありました。その中で、教えてほしいのですが、前半部分にかかわるところで、平成29年度使用の特別支援学校用教科書目録に掲載されている拡大教科書を一括採択という文言を追加してくれというご説明があったと思うのですが、拡大教科書というのは、基本的には検定された教科書を拡大したものだという理解なのですが、全ての教科書において拡大教科書がある訳ではないという、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

(久保田指導主事)

おっしゃるとおりでございます。

全てという訳ではなく、中には拡大教科書があるものは、その拡大教科書を使用し、ない場合はボランティア団体などをお願いをしてくるというケースもございます。

(森武委員)

わかりました。そうしますと、今回追加した文言の後半部分に関しましては横須賀市で採択している教科書を一括採択、横須賀市で採択したものを選べと、ただ、拡大教科書については、それ以外の目録に載っているもの全てから選べるというのは、必ずしも横須賀市で採択している教科書の拡大版がない場合もあるので、その場合は、それになるべく近いような別の会社のものを選ぶ可能性もあるのでこういう表記になっていると、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

(久保田指導主事)

そのとおりでございます。

(荒川委員長)

では、質問もないようですので、議案にあります候補本の他に、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科書はありませんか。

(推薦なし)

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第39号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教科用図書採択検討委員会委員長、部会長、関係指導主事、退席

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版（素案）について』

(教育政策担当課長)

それでは、『横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版（素案）』についてご報告いたします。

最初に（素案）の策定までの検討経過及び今後のスケジュールについてご説明させていただきますので、恐れ入りますが参考資料、１枚のもの、こちらの「これまでの検討経過及び今後のスケジュール」をご覧ください。

昨年度、平成27年度は、庁内組織である小中学校検討部会を２回、小中学校検討部会の作業チームを１回、小中学校適正配置審議会を２回開催して、基本方針の改定について、検討を進めてきました。

今年度は、５月に３回目の小中学校適正配置審議会を開催し、５月26日付で、基本方針改定についての答申を受け取りました。

その答申の内容を踏まえ、７月８日の小中学校検討部会で（素案）を作成し、本日、報告するものです。

今後につきましては、９月の市議会第３回定例会にて、基本方針改定版（素案）を報告後、10月にパブリック・コメントを実施し、広く市民の方からご意見をいただきます。

そして11月の小中学校検討部会で基本方針改定版の案を作成し、1月の教育委員会定例会にて基本方針改定版を審議、決定いただきまして、その後、3月の市議会第1回定例会にて基本方針改定版について報告する予定です。

なお、来年度、平成29年度は、基本方針改定版に基づいて、実施計画を策定する予定でございます。

では、(素案)の内容についてご説明いたします。

報告事項(1)資料「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版(素案)」の、まず表紙をご覧ください。

中ほどの枠に囲んだところに、本書の構成についてご説明をしております。

本書は、答申の内容を踏まえた事務局案を朱書き、見え消しとしています。目次は、素案完成後に調整いたします。また参考資料は、現在、最新のものに更新中です。

それでは、資料1ページをお開きください。

1 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方(1)基本方針策定の経緯についてですが、全文を修正いたします。

2ページをお開きください。こちらが修正したもので、児童・生徒数、学校数のピーク時との比較、平成19年の基本方針策定から基本方針改定版策定の経緯について記載しております。

3ページをご覧ください。(2)適正規模についてです。こちらは、まず学級数についての記載を最新のものに修正しています。また、中段の「規模によるメリット・デメリット」の記載を削除し、適正規模以外の学校が不適正ということではない、ということを追記しています。その他、下段の学校規模の定義の表の注釈を修正しております。

4ページをお開きください。(3)適正配置についてです。適正な通学距離については、現行のとおりとしますが、単純に距離や時間だけではなく、坂やトンネルなど地域性や交通面の安全性への配慮を追記しています。また、学校配置や通学区域の見直しを行う場合の児童・生徒数への影響、統廃合となった場合の通学距離への考慮を追記しています。

また、通学区域設定の基本的な考え方については、行政センター所管区域、小中一貫教育ブロック、通学区域の複雑化への考慮を追記しています。

5ページをご覧ください。(4)規模及び配置の適正化の方策についてです。

①通学区域の見直しについて、通学区域の複雑化、町内会・行政センター所管区域、小中一貫教育ブロックについて追記しています。

②隣接校との統合についてですが、現在、学校選択制は廃止に向けて検討しているため、学校選択制に関する記載を削除します。

6ページをお開きください。⑤の規模や配置の適正化が図れない場合の配慮

については、小規模校の存続が決まった場合の小規模校への考慮を追記しています。

(5) 通学区域制度の弾力的運用についての①指定変更承認地域についてですが、承認地域の箇所数を最新のものに修正しています。

③の中学校の学校選択制の実施についての記載は削除します。

7ページをご覧ください。2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策の(1)検討のための基準についてです。学校規模及び配置の適正化の検討のための基準については、現行のとおりとしますが、この基準に該当しない、25～30学級の大規模校への考慮を追記しています。

(2) 検討・実施の手順についての①については、市の施設配置適正化計画に合わせて計画の名称を修正しています。

8ページをお開きください。②地域別協議会の名称については、文言整理をしています。

③庁内検討組織の設置についてです。こちらは、地域別協議会から提出される意見書を尊重することと、検討の結果を地域別協議会に通知することを追記しています。

④教育委員会での決定の図については文言整理をしています。

⑤学校の統合の実施に当たってですが、学校別統合推進連絡協議会という組織は、これまでも統合を実施する際に設置していましたが、記載をしていなかったため、追記しています。

9ページをご覧ください。3 特に配慮することの(3)基本方針等の見直しについては、実施計画の名称を修正しています。

(4) 学校と地域の連携については、連携の重要性や学校が地域の拠点でもあることを配慮する旨を追記しています。

なお、10ページ以降は、参考資料を掲載していますが、13、14ページの児童・生徒・学級数推計一覧につきましては、最新のものができ次第、差し替えます。

また、17ページの下段から20ページまでの「学校規模による課題や影響」ですが、以前は、学校規模によるメリット・デメリットを記載していましたが、審議会において、特に小規模校はデメリットばかりであるとの誤解がないようにとの意見や、メリット・デメリットは一概に言えないなどの意見がありましたので、平成27年1月に策定された文部科学省の手引から抜粋したものを掲載することとしました。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

(小柳委員)

大変基本的なことで恐縮なのですが、この一番最初の表書きの平成19年を修

正して28年になっているのですが、これはこんな古い基本方針からもってきた理由というのは、何かあるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

実は、前回は平成19年(2007年)1月26日に基本方針を出しているものなので、それを改訂するということになります。

(小柳委員)

ありがとうございます。

(森武委員)

それでは、私のほうから2点ほどお伺いしたいのですけれども、まず1点目は、4ページのところなのですけれども、赤字で今回、事務局案ということで書かれている通学区域設定の基本的な考え方で追記されているところなのですけれども、行政センターの所管区域について考慮するとか、小中一貫教育ブロックを考慮するというのがあるのですけれども、その他のところを見ますと、例えば町内会を分断しないようにするというで、町内会は分断しないと、ある意味断定的に書かれていて、行政センターというのはもう少し広い枠組みなので、なかなか全部は難しいかもしれないので考慮するという、ちょっと弱いのかなと思ったのですけれども、その後小中一貫教育ブロックを考慮すると書かれていまして、この部分は行政センターと同じで、なかなか実現が難しいから最初から弱めて書いてあるのかなとも読めるので、他の、例えば中学校の選択制の廃止の話でも小中一貫教育というのは、かなり大きな理由に挙げられていますけれども、実際にこちらでやられるときには、ちょっと位置づけが弱いのかなと思ったので、そのあたりが少し気になったのと、あともう1点、次のページの5ページのところで同じく追記されている、①の通学区域の見直しというところなのですけれども、その赤の3行あるところの一番最後の、2行目の終わりからなのですけれども、実態に合わせて通学区域を見直すことを検討しますという文章なのですけれども、これは行政センターが分断しているとか、あるいは小中教育ブロックが異なる地域ということで、実態はそうになっている訳なので、実態に合わせて通学区域を見直すことを検討しますというのは、どういうことを言っているのか意味がわからなかったのですが、このあたりはどういう意図で事務局案を書かれたのか、教えていただければと思います。

(教育政策担当課長)

まず、最初の4ページのほうでございます。赤で表示しているところですね。考慮するという言い方でございますが、やはり委員おっしゃるとおり、この辺は非常に難しい困難なところでもございますので、極力この辺を考慮していきたいという基本的な考え方を入れたところでございます。

5ページのところで、そこにも重なるところなのですが、異なる地域に実態に合わせてというのは、実は今後、現在の状況というのがきっちりと把握ができていない部分もあるので、現状把握をしたいと今考えているところです。

ですので、この実態に合わせて通学区域を見直すというのは、今まずどんな状況であるのかを地図にしっかり落として、どのくらい現状が複雑化しているか、その行政センターの管内、町内会、小中一貫ブロックと異なる部分があるかなど実態調査をして、そこで、どこまで見直すことができるかを実は検討したいというところでございます。

(森武委員)

今のご説明で大体状況は理解したのですが、事務局のかなり苦しい立場がこの文章ににじみ出ているのかなという感じがしました。ただ、これは基本的な考え方ですので、例えば考慮しないようにするとしても、できないことはある訳で、それを考慮するというのも、実際多分できないことを見越して掲げられているのかとか、あるいは、その2回目のほうの実態に合わせて通学路を見直すのも、別に通学区域を見直すことを検討すれば、検討してできないことはあり得る訳なので、そこにわざわざ実態に合わせてというのを入れると、これも最初からできないよということはある意味含んで書かれているのかなと思うと、ちょっとこの事務局というか、教育委員会の姿勢としては、やってみますけれども、かなり厳しいのかなというふうに見えるのかなと思ったので、ちょっとそこが気になったので、そのあたり、そういうことがないのか、あるいはそのあたりについてもう少しコメントがあれば、いただければと思います。

(教育政策担当課長)

本当に歯切れが悪くて申し訳ないところでございます。私たちも極力前向きに進めていきたいと思っておりますが、今、委員がおっしゃられたように、ちょっと自信の無さがここにあらわれてしまったのかなということで反省をするところなのですが、極力本当に合わせていくように実態を調査し、やっていくという所存でございます。

(森武委員)

すみません、厳しい質問をしてしまって申し訳なかったのですが、やはり地域ごとの児童・生徒の数が変わるような状況の中で、過去の経緯はもちろんあるのも理解していますし、それを変えるというのは難しいことも理解しているのですが、やはりそれを乗り越えて、現におられる子どもたちがいい環境で教育を受けられることって大事だと思うので、最初から若干弱めだと、やはりなかなか乗り越えられないなと思いますので、それは、この言葉はちょっとあれでしたけれども、ぜひそこを乗り越えて検討を積極的にやっただけであればと思いますので、今のコメントに対する私のほうの意見ということでご理解いただければと思います。

(教育総務部長)

ご意見ありがとうございます。

まず、4ページの考慮するということは、当初少し断定的な表現だったのですが、実態を突き詰めていくと、例えば小中一貫ブロックというのを始めた訳ですが、それに当然合わせるのが理想なのですが、なかなか今の通学区域の実態を見ると非常に難しい部分があって、ちょっとニュアンスを落としたほうがいいのかということがあって、考慮するという表現にしてしまいました。

そこは当然、それぞれの通学区域が複雑にならないように、あるいは小中一貫ブロックに合わせるべきだと思います。そこに向かっていきたいと思いますが、少し最初の時点でそういったところが出てきたので、こういう表現にあります。

それから、5ページ目のところの、今ご指摘の実態に合わせてというのは、この文章のつながりからいくとちょっと意味が通じないような気がします。実態をよくこれから調べて、その基本ルールにのっとってやったときに実際にいろんな事情が出てくると思いますので、それに困らないようにということで実態に合わせてという表現を使いましたので、検討させていただきたいと思います。

(森武委員)

わかりました。今の教育総務部長の言葉で、実態に合わせてという、この合わせてという言葉は意味が不明ですので、例えば、実態を把握した上でとか、実態を考慮した上でとかということだと思いますので、そこはそれで、原則で全てがうまくいくような状況にないのはもちろん理解していますので、今のお言葉のとおりやっただけであればと思います。

(小柳委員)

先ほどの質問とも関連するのですが、この平成19年度の基本方針の後のことは私も多少は聞いてはいるのですけれども、その後の事実経過を検証するようなものがあったらいいのかなど。この平成19年度の基本方針が出た後に一体どういう経過があって、それが平成19年度に出した基本方針の趣旨に沿った形で進んでいったのかどうか、進んでいかなかったとしたら、それはどうしてなのかというところの検証をまとめたようなものを作るご予定というのはありますでしょうか。

(教育政策担当課長)

特に、現在はこのことに関して、委員がおっしゃられたように検証など何かをするということはしていないかと思いますが、今のご意見を踏まえまして、今後その辺等もどうしていくかということを考えてと思います。

(小柳委員)

よろしく願いいたします。

報告事項（2）『学校事故について（経過報告）』

(学校保健課長)

それでは、報告事項（2）『学校事故について（経過報告）』をご説明いたします。

本件は、平成25年8月16日の教育委員会臨時会で最初に報告いたしました学校事故の第15回目の経過報告になります。

平成24年9月19日に発生した学校事故に関しまして、示談前ではありますが、平成28年7月に、療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして、11万9,436円をお支払いしました。

これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は、231万1,726円となります。

本件は、本年第3回市議会定例会教育福祉常任委員会で報告いたします。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただきます。

今後とも、学校と連携し、誠意をもって丁寧に対応してまいります。

以上で、『学校事故について（経過報告）』の説明を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項(3)『平成28年度土曜科学教室について』

(教育研究所長)

平成28年度土曜科学教室について、6月の教育委員会定例会で、教育長が報告いたしました。年6回のうちの2回が終了いたしましたので、報告させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

報告が遅れましたのは、2回が終わりまして、今後の開催について、出席人数を増やすことを検討することを考えておりまして、今回報告させていただいた次第でございます。この2回開催については、保護者の参観が例年よりも非常に多く、施設のキャパを超えるようなことが予想されましたので、今後増員を図って開催をすることが難しいということで、今回報告をさせていただきたいと思い、この機会になりました。

第1回は空気、第2回は電気を題材にして、いずれも40人の児童で、実験や工作を通じながら、教科書を離れた学習をいたしました。

裏面をご覧ください。

参加した児童の全てからアンケートにより、「楽しかった」という回答を得ております。その児童全ての感想を記載することができませんでしたが、一部記載させていただきました。

また、下段には保護者の感想を記載しております。保護者の中には、ご指摘の点が幾つかございましたけれども、全てが前向きな感想として私どもは受けとめております。参考として一部を記載しております。

以上で、土曜科学教室の報告を終了させていただきます。

(三浦委員)

今後、今のお話ですと、1回の募集人員を増やすというように聞こえたのですけれども、それでよろしいでしょうか。

(教育研究所長)

第1回、第2回につきましては、昨年度から参加人数を増やして40人という枠で実施いたしました。第3回以降も、45人を50人にして開催ができるかと当方も考えていた次第ですが、今回の2回の結果から、40人以上の開催で行うことは、防犯上、あるいはセキュリティ上厳しいと判断いたしましたので、3回

目以降は40人で開催していくと判断いたしました。

(三浦委員)

そうしますと、今までは45人で募集していたということなのですか。

(教育研究所長)

私の説明が不足して申し訳ございませんでした。第1回、第2回は40人で開催しております。この要綱は最初につくったものですので、3回目以降については、もし可能ならば45人ということで案内を出そうと考えていたのですけれども、やはり先ほどの説明で不可能と当方は考えましたので、以降も40人で開催をしていく予定でございます。

(荒川委員長)

1回の人数が40人、それがもう最大だということはわかったのですが、回数的には、これはなかなか企業の協力なども得ているので難しいものなのでしょうか。開催の回数を増やすということですね。よろしくお願いします。

(教育研究所長)

昨年度も各委員の方から開催の日数を増やすことができないかと、そういうような意見をいただいております。

その点につきましては、各講師と交渉いたしました。やはり、1日開催で2部に分けることは少し不可能だという点、それと、開催日数を増やすということも私どもも検討いたしましたのですけれども、やはり土曜に様々な催しものがあり、重複すると児童の取り合いになるようなことが起こるだろうと考え、回数の増減につきましては、今後も回数を含めて検討はいたしますけれども、今年にはできなかったという次第でございます。

(荒川委員長)

わかりました。ありがとうございました。

(森武委員)

今のやりとりの中で、なかなか会社あるいは研究所の方に来ていただいて、午前、午後両方やってくださいというのは難しいというお話、それは非常によくわかると思います。ただ、横須賀には、こういうことを教える能力を持った方がたくさん住んでおられますので、何かうまい形で、そういう講座をやる講師のボランティアみたいなものを組織するような、それは今年言ってすぐ来年

できるような話ではないかもしれませんが、そういうものも検討した上で、そういう方の力も借りながら、例えば午前、午後実施するとすれば現在の倍はできる訳なので、そういうことも長期的には考えていただければと思いますので、ぜひご検討のほうをお願いいたします。

(教育研究所長)

委員のご指摘は持ち帰りまして、検討させていただきます。

(三浦委員)

この一番下の事業の概要、教育研究所の理科実験室に参加児童を集め、外部講師が行う科学体験教室に参加する、これはどうなっていますでしょうか。

(教育研究所長)

事業の概要を記載させていただいているのが、教室の運営の仕方をこういうような形で開催させていただいておりますので、講師が、その上記に記載している業者から講師を依頼しているような形、そういうような意味で、ここは記載してございます。

(三浦委員)

そうしますと、上の外に行くやつではなくて、要するに教育研究所の理科実験室で実際にやっているものはここには出ていないということですか。

(教育研究所長)

はい。

(三浦委員)

どのくらいやられていて、何人くらい集まっておられるのでしょうか。

(教育研究所長)

この資料がわかりづらくて申し訳ございませんでした。この事業は、教育研究所にある理科実験室に児童・生徒が来て、6回の開催を行っております。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成28年7月29日（金） 午前11時7分

横須賀市教育委員会

委員長 荒 川 由美子